

秋田市一般廃棄物処理基本計画（案）対照表

第3回審議会 基本計画（案）	第2回審議会 基本計画（素案）
<p>【目次】</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 本市が目指す廃棄物処理</p> <p>        1 廃棄物処理に関する基本的な考え</p> <p>第3章 ごみ処理基本計画</p> <p>    第1節 ごみ処理の現状と課題</p> <p>        1～2（略）</p> <p>        3 ごみ処理の課題</p> <p>            (1)（略）</p> <p>            (2) <u>分別・リユース・リサイクル</u></p> <p>            (3)～(4)（略）</p> <p>    第2節 <u>基本理念・基本方針</u></p> <p>        1（略）</p> <p>        2 ごみ処理の基本方針</p> <p>            (1) 環境への負荷を低減していくため、ごみの発生を抑制していく</p> <p>            (2) 限りある資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築</p> <p>            (3) <u>事業者、市民</u>に対する環境教育や情報発信の充実</p> <p>        3（略）</p> <p>        4 <u>それぞれの役割</u></p> <p>    第3節～（略）</p>	<p>【目次】</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 ごみ処理の現状と課題</p> <p>        1～2（略）</p> <p>        3 ごみ処理の課題</p> <p>            (1)（略）</p> <p>            (2) <u>分別・リサイクル</u></p> <p>            (3)～(4)（略）</p> <p>第3章</p> <p>    第1節 <u>環境施策に関する法体系</u></p> <p>    第2節 <u>ごみ処理の基本理念・基本方針</u></p> <p>        針</p> <p>        1（略）</p> <p>        2 ごみ処理の基本方針</p> <p>        4 <u>新たな取組</u></p> <p>            (1) 環境への負荷を低減していくため、ごみの発生を抑制していく</p> <p>            (2) 限りある資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築</p> <p>            (3) <u>市民、事業者</u>に対する環境教育や情報発信の充実</p> <p>        3（略）</p> <p>    第3節～（略）</p>

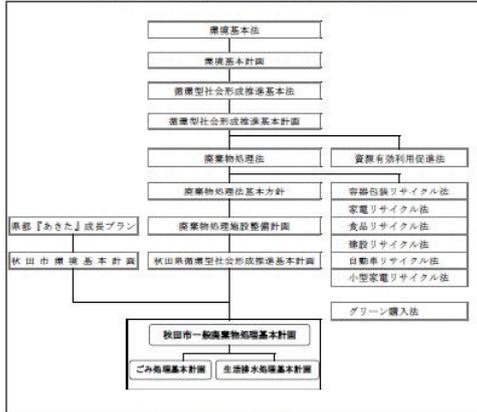
第2節 本市が目指す廃棄物処理

1 廃棄物処理に関する基本的な考え

一般廃棄物に関する主要法令等は、国の第三次循環型社会形成推進基本法において、新たな取組指標が示されたこと、小型家電リサイクル法および家電リサイクル法などの個別リサイクル法が施行されたことにより整備されてきました。

この中において、本市では、廃棄物処理法における廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再利用等の循環型社会を構築していくため、様々な取組を行っています。

【秋田市一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係図】



※出典：「ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月環境省）」

【処理施設】

(平成26年4月1日現在)

施設名称	処理方式	処理能力	竣工年月
ごみ処理施設	熔融施設	全連続直接高温熔融炉 230t/日×2基	H14.3 増強(H24.3)
	熔融施設付帯施設 (前処理破砕施設)	2輪剪断式	H14.3
	最終処分場	管理型	97,000㎡ S54.3(1期工事) H15.3(2期工事)
再資源化施設	リサイクルプラザ (空きびん処理施設)	選別	36t/5h H11.3
	リサイクルプラザ (空き缶処理施設)	選別・圧縮	28t/5h H11.3
	リサイクルプラザ (ペットボトル処理施設)	圧縮・梱包	10t/5h H11.3
	第2リサイクルプラザ (金属類回収施設)	2輪剪断破砕・整型 回転破砕・機械選別	32t/5h H18.9

【最終処分場の有効活用】

施設名称	発電出力	竣工年月
秋田市メガソーラー発電所	1,500kW	H25.10

【処理施設】

(平成26年4月1日現在)

施設名称	処理方式	処理能力	竣工年月
ごみ処理施設	熔融施設	全連続直接高温熔融炉 230t/日×2基	H14.3 増強(H24.3)
	熔融施設付帯施設 (前処理破砕施設)	2輪剪断式	10t/5h H14.3
	最終処分場	管理型	97,000㎡ S54.3(1期工事) H15.3(2期工事)
再資源化施設	リサイクルプラザ (空きびん処理施設)	選別	36t/5h H11.3
	リサイクルプラザ (空き缶処理施設)	選別・圧縮	28t/5h H11.3
	リサイクルプラザ (ペットボトル処理施設)	圧縮・梱包	10t/5h H11.3
	第2リサイクルプラザ (金属類回収施設)	2輪剪断破砕・整型 回転破砕・機械選別	32t/5h H18.9

【17ページ】



浴敷施設



最終処分場



リサイクルプラザ



第2リサイクルプラザ



秋田市メガソーラー発電所

【23ページ】

(5) リサイクル率

(略)

これは、24年7月から実施した家庭ごみ有料化等によりごみ量が減少したことに伴い、スラグ・メタルの発生量が減少したことが要因と捉えています。

【18ページ】

(5) リサイクル率

(略)

これは、24年7月から実施した家庭ごみ有料化等によりごみ量が減少したことに伴ってスラグ・メタルが3,535 t (約21.2%) も減少した (次ページ参照) ことが原因と捉えています。

【24ページ】

(6) 資源化量  
(略)

しかし、25年度は前述のとおり、スラグ・メタル量が3,535 t※(21.2%)減少したことから、24年度と比べて数値が減少する結果となりました。

※スラグ・メタル量の計算  $16,641 \text{ t} - 13,106 \text{ t} = 3,535 \text{ t}$

【25ページ】

(7) 発電量

本市では、平成14年4月から導入した溶融炉で、廃棄物発電による熱回収(サーマルリサイクル)を行っています。

なお、23年度に焼却炉を廃止したことに伴い、24年度以降は可燃系のごみ処理の全量を溶融炉で処理していることから発電量が急上昇していましたが、25年度はごみ処理量が減少したことに伴い発電量も減少しています。

【19ページ】

(6) 資源化量  
(略)

しかし、25年度は前述のとおり、スラグ・メタル量が減少したことから、24年度と比べて数値が減少する結果となりました。

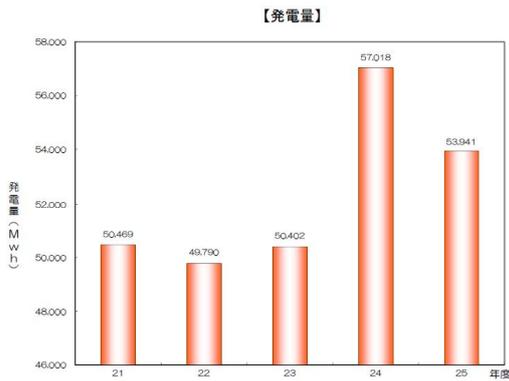
【20ページ】

(7) 発電量

廃棄物発電による熱回収(サーマルリサイクル)を平成14年4月に溶融施設の導入から現在まで稼働しています。

なお、23年度の焼却施設の廃止に伴い、24年度以降は可燃系のごみ処理の全量を溶融処理していることから発電量が急上昇しています。

また、再生可能エネルギーの普及および利用促進のため、23年度における「地域グリーンニューデール基金事業」による太陽光発電設備(40kW)を総合環境センター敷地内に建設し、24年度から太陽光による発電も行っています。



【27ページ】

※ごみ総処理量の数値を追加しました。

【28ページ】

3 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状を踏まえ、(1)ごみの発生抑制、(2)分別・リユース・リサイクル、(3)収集・運搬、(4)中間処理・最終処分の4つの観点から課題を整理していきます。

(1) (略)

(2) 分別・リユース・リサイクル

本市のごみ分別区分は3区分9分別であり、(略)

また、(略)

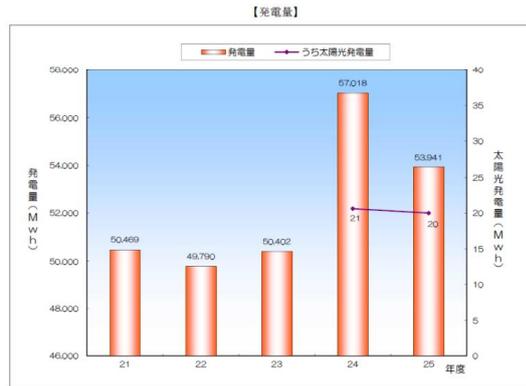
市民に対しては、家庭の不用品を売却したり交換したりするフリーマーケットの利用を呼びかけることや、リターナブルびんに代表される繰り返し使用可能な容器を積極的に用いるように取組を進めていく必要があります。

一方、(略)

(3) 収集・運搬

(略)

また、蛍光灯などの水銀含有廃棄物や使用済小型家電について、新たな収集体制の構築を検討していく必



【22ページ】

【23ページ】

3 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状を踏まえ、(1)ごみの発生抑制、(2)分別・リサイクル、(3)収集・運搬、(4)処理・最終処分の4つの観点から課題を整理していきます。

(1) (略)

(2) 分別・リサイクル

本市のごみ分別区分は3区分9分別であり、(略)

また、(略)

一方、(略)

(3) 収集・運搬

(略)

粗大ごみについては、現在、複数人で電話の受付をしているものの、休日明けにつながりにくい状況が見

要があります。

(4) 中間処理・最終処分  
(略)

受けられます。また、祝日による振替休日のため、月曜日の収集回数が減ってしまうことから、月曜日収集に当たっている地区が混み合うことがあります。今後、市民サービスの向上を図る上でも、受付体制と収集体制などについて検討していく必要があります。

(4) 中間処理・最終処分  
(略)

## 【27ページ】

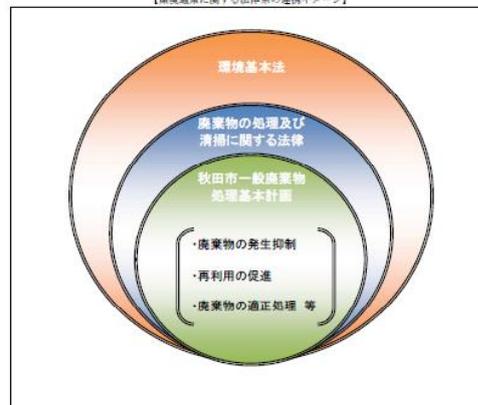
### 第1節 環境施策に関する法体系

#### 1 本市の環境施策に関する法体系の整備について

本市では「環境基本法」の施行を受け、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に「秋田市環境基本条例」を平成11年3月に策定し、「秋田市環境基本計画」を平成13年3月に策定しました。

この恵み豊かな環境を確保するためには、廃棄物の発生抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理等を行うことが最優先であることから、廃棄物処理法において定めることとしている「一般廃棄物処理基本計画」において各事項を定め、おおむね5年毎に改定を行うこととしております。

【環境施策に関する法体系の連携イメージ】



第2節 基本理念・基本方針

1 ごみ処理の基本理念

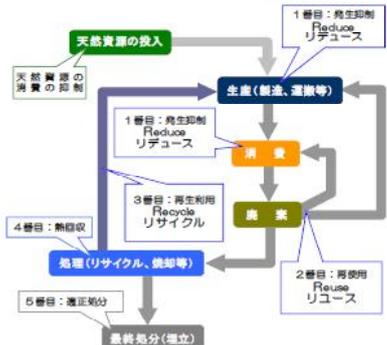
市・事業者・市民が適切な役割分担のもと環境への負荷を低減することに努めるとともに、循環型社会を構築するため協働で取り組みます。

ごみ処理については、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により一般廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理に努めます。

また、国の示す計画に基づき、ごみ減量のための施策である3Rを継続しながら、より優先順位の高い2Rを推進するよう努めます。

そこで、持続可能な循環型社会を構築しようとする今後の取組の総称を「スマートあきたプラン～一人ひとりが取り組んでいくために～」と提唱し、市・事業者・市民が適切な役割分担のもと環境への負荷を低減することに努めるとともに、循環型社会を構築するため協働で取り組みます。

【循環型社会の概念図】



※ 出典：「平成26年度環境・循環型社会・生物多様性白書」

第2節 ごみ処理の基本理念・基本方針

1 ごみ処理の基本理念

一般廃棄物処理基本計画を定めることについては、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的な視点に立って、ごみの処理に関する基本方針を定めることとされています。

ごみの処理につきましては、廃棄物処理法に従い、「あらゆる施策を通じて、一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により一般廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理に努める」とし、「秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例」に定めています。

(1) 廃棄物の適正処理

廃棄物処理法第6条の2第1項では、「市町村は、一般廃棄物処理基本計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む）しなければならない。」と規定されています。このことから本市は、廃棄物を計画にかつ適正に処理するため、廃棄物処理施設や最終処分場などの施設整備を行うとともに、一般廃棄物の安全で効率的な収集、運搬体制を推進してきました。

また、許可業者等に対する指導や不法投棄・不適正排出の根絶に向けたパトロールの強化等による未然防止対策を行うことで、排出ルールの適正化を推進させ、環境汚染が生じないよう安全で安心な廃棄物処理行政への取組みを継続してきています。

(2) 循環型社会の形成

廃棄物の処理していく中において、廃棄物の減量化を重視してリサイクル等を推進していくことだけでなく、廃棄物等を貴重な資源をエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという考え方を「循環型社会の形成」といい、自然環境を守り、環境負荷を低減させると同時に、廃棄物の発生量を軽減させていくことに取り組むことが現代社会に求められているのです。そのため、日常生活だけでなく会社等において、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進する余地がないか改めて検討し、可能な限り循環型社会を形成していくため取組が重要となっています。

2 ごみ処理の基本方針

(1) 環境への負荷を低減していくため、ごみの発生を抑制していく

ごみ問題解決の第一歩は、製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生が抑制される仕組みに転換していくことであり、製造事業者等に対しては、長期間使用できる製品やリサイクルしやすい製品など、ごみになりにくい商品の開発とその流通を促していきます。

また、市民一人ひとりがごみの発生を抑制（リデュース）すること、繰り返し使うこと（リユース）を第一に考え、「不要なものを買わない、買わない。そしてできるだけごみを出さない。」というライフスタイルを身につけていくよう推進していきます。さらに、リサイクルルートの拡充によってごみそのものの発生を抑制することや、リサイクルによって再商品化された製品の積極的な利用を求めていきます。

- ア ごみになりにくい環境に配慮した商品の開発や流通の促進
- イ 廃棄型から循環型へ、ライフスタイルの変革の推進

(2) 限りある資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築

ごみの発生や排出を抑制（リデュース）し、再利用（リユース）を促進したうえで排出されるごみについては、環境負荷の低減を第一に資源化物の分別徹底と廃棄物発電による熱回収といった高度利用を行い、ごみ処理における総合的な循環型処理システムを構築していきます。

また、国のエネルギー政策や地球温暖化対策における再生可能エネルギーなどの新技術の開発動向に注視しながら、本市のごみ処理システムの実情に合った技術の導入を検討するとともに、これまで以上に化石燃料の抑制につながるエネルギー活用を推進を図っていきます。

最終処分場については残余年数の延命化に努めてまいります。

- ア ごみ処理施設における資源化や廃棄物発電などの高度利用
- イ 地球温暖化防止に配慮したエネルギー資源の有効活用

(3) 事業者、市民に対する環境教育や情報発信の充実

事業者や市民に対しごみの減量化に関する市民意識を育むことや、循環型社会の形成を促進するため、社会や地域、学校などを通じ、環境学習副読本の活用やごみ処理施設の見学などの環境教育に取り組んでいきます。そのことにより事業者や市民自らが循環型社会形成について十分認識し、主体的かつ実践的な行動ができるように積極的に取組を進めていきます。

2 ごみ処理の基本方針

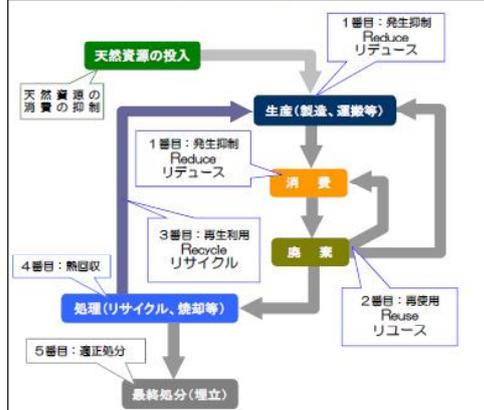
市民・事業者・市は環境への負荷の低減のため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、発生抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処分の順にできる限り循環的な利用を行うよう取組みます。

また、ごみ処理に関する新技術や再生可能エネルギーの動向および民間事業者による循環型産業の活用なども含めた新たなごみの処理・処分を検討することにも取り組んでいきます。

市が主体となって施設の整備や制度を創設するだけでなく、市民、事業者、市民団体等がそれぞれの役割のもと協働し、その役割を果たしているよう取組んでいきます。

なお、この持続可能な循環型社会を構築するための取組みについての総称を「スマートあきたプラン」～一人ひとりが取り組んでいくために～と提唱し、本市の計画とします。

【循環型社会のフロー図】



【 3 2 ページ】

3 廃棄物処理施設の整備計画

廃棄物を安定的、継続的に処理するため、整備計画を立案し、適正処理を確保していきます。なお、各施設の更新等の予定は、次のとおりです。

- (1) 溶融施設は、おおむね10年毎に大規模改修を実施し、平成44年度に更新予定
- (2) リサイクルプラザは、35年度に更新予定
- (3) 第2リサイクルプラザは、30年度に大規模改修を実施予定
- (4) 最終処分場は、30年度に大規模改修を実施予定

一般廃棄物処理施設の施設整備計画

施設名	年度											
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
新田中一般廃棄物処理場	[更新計画: 25-36]											
溶融施設	[更新計画: 25-36]											
リサイクルプラザ	[更新計画: 25-36]											
第2リサイクルプラザ	[更新計画: 25-36]											
最終処分場	[更新計画: 25-36]											

【 3 0 ページ】

3 廃棄物処理施設の整備計画

廃棄物を安定的、継続的に処理するため、整備計画を立案し、適正処理を確保していきます。なお、各施設の更新等の予定は、次のとおりです。

- (1) 溶融施設は、おおむね10年毎に大規模改修を実施し、平成44年度に更新予定
- (2) リサイクルプラザは、35年度に更新予定
- (3) 第2リサイクルプラザは、30年度に大規模改修を実施予定
- (4) 最終処分場は、30年度に大規模改修を実施予定

4 新たな取組

スマートあきたプラン  
一人ひとりが取り組んでいくために～

市民・事業者・市は環境への負荷を低減することに努め、循環型社会を構築していく

- (1) 環境への負荷を低減していくため、ごみの発生を抑制していく  
ごみ問題解決の第一歩は、製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生が抑制される仕組みに転換していくことであり、製造事業者等は、長期間使用できる製品やリサイクルしやすい製品など、ごみになりにくい商品の開発とその流通に配慮します。  
また、市民一人ひとりがごみの発生を抑制(リデュース)すること、繰り返し使うこと(リユース)を第一に考え、「不要なものを貰わない、買わない、そしてできるだけごみを出さない。」という日常的なライフスタイルを身につけていくことに加え、リサイクルルートの拡充によってごみそのものの発生を抑制することや、リサイクルによって再商品化された製品の積極的な利用を推進していきます。  
ア ごみになりにくい環境に配慮した商品の開発や流通の促進  
イ 廃棄型から循環型へ、ライフスタイルの変革を推進する
- (2) 限りある資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築  
ごみの発生や排出を抑制(リデュース)し、再利用(リユース)を促進したうえで排出されるごみについては、環境負荷の低減を第一に資源物の分別徹底と廃棄物発電による熱回収といった高度利用を行い、ごみ処理における総合的な循環型処理システムを構築していきます。  
また、国のエネルギー政策や地球温暖化対策における再生可能エネルギーなどの新技術の開発動向に注視しながら、本市のごみ処理システムの実情に合った技術の導入を検討すると共に、これまで以上に化石燃料の抑制につながるエネルギー活用を推進を図っていきます。  
最終処分場については残余年数の延命化に努めてまいります。  
ア ごみ処理施設における資源化や廃棄物発電などの高度利用  
イ 地球温暖化防止に配慮したエネルギー資源の有効活用

【 3 3 ページ】

4 それぞれの役割

市の役割

- ごみの発生を抑制するための仕組み作り**  
事業者、市民が取り組むことのできる仕組みを構築します。
- 安全で効率的な収集・運搬および適正な処分**  
収集・運搬および処分における環境への負荷の低減に努めます。安全かつ効率的な処理施設の構築と運用を図ります。
- ごみの分別や減量化の取組に関するコーディネート**  
事業者、市民へ、ごみ減量に取り組むための情報提供や調整を行います。
- 持続可能な循環型社会を形成するための環境教育活動**  
ごみ処理に限らず地球温暖化を抑制するため環境教育を充実させます。

事業者の役割

- 2Rの実践とごみの適正処理**  
2Rに積極的に取り組み、ごみを出さない事業活動に努めるとともに、発生したごみは、自己処理責任の原則のもと適正に処理します。
- 事業者主導による社会的基盤作り**  
拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の各段階でごみの発生抑制に努めるとともに、自ら製造・販売した商品の資源回収や処理困難物の回収を行います。

市民の役割

- 環境への配慮**  
環境への負荷の低減や良好な環境を持続していくため、一人ひとりが今までのライフスタイルを見直し、環境に配慮した取組を行います。
- 地域の取組への協力**  
分別収集のマナーを遵守することや集団回収など地域活動へ参加することに努め、ごみの減量化、適正処理に向けた取組に協力します。

【 3 1 ページ】

(3) 市民、事業者に対する環境教育や情報発信の充実

市民や事業者に対しごみの減量化に関する市民意識を育むことや、循環型社会の形成を促進するため、社会や地域、学校などを通じ、環境学習副読本の活用やごみ処理施設の見学などの環境教育に取り組んでいきます。そのことにより市民や事業者自らが循環型社会形成について十分認識し、主体的かつ実践的な行動ができるように積極的に取り組みを進めていきます。

【スマートあきたプラン】

市民の役割

- 一人ひとりが環境への負荷の低減や良好な環境を持続していくため、今までのライフスタイルを見直し、環境に配慮した取組を行います。
- 分別収集のマナーの遵守や集団回収など地域活動へ参加することに努め、ごみの減量化、適正処理に向けた取組に協力します。

事業者の役割

- 排出者の自己処理責任の原則に従って、ごみの排出抑制のために努力することや環境美化などの事業活動を率先して行います。
- また、拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の各段階におけるごみの発生を抑制すると共に、自ら販売した商品の資源回収や処理困難物の回収を行います。

市の役割

- ごみの発生を抑制するための仕組み作り**  
市民、事業者が取り組むことのできる仕組みを構築します。
- 安全で効率的な収集運搬および適正な処分**  
収集運搬および処分における環境への負荷の低減に努めます。安全かつ効率的な処理施設の構築と運用を図ります。
- ごみの分別や減量化の取組に関する啓発活動**  
市民、事業者へ、ごみ減量化に取り組むための情報提供を行います。
- 持続可能な循環型社会を形成するための環境教育活動**  
ごみ処理だけに限らず地球温暖化を抑制するため環境教育を充実させます。

【34ページ】

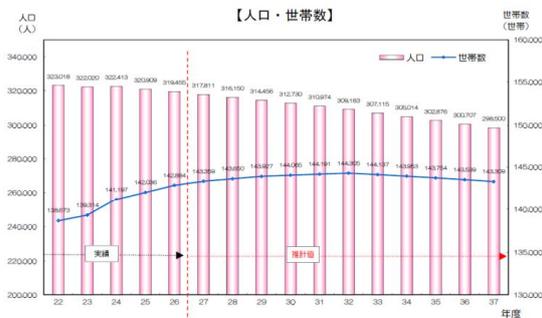
第3節 (略)

1 ごみ排出量の推計

(1) 将来人口

将来人口については、「秋田市の将来推計人口・世帯数」を参考とし、住民基本台帳の過去の実績をもとに、平成26年10月1日現在の人口※から将来の動向について推計したものです。

なお、(略)



【32ページ】

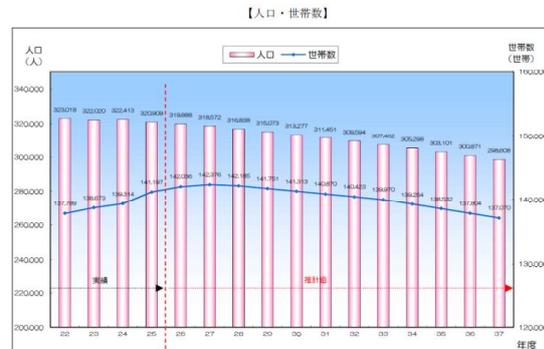
第3節 (略)

1 ごみ排出量の推計

(1) 将来人口

将来人口については、平成24年11月に取りまとめられた「秋田市の将来推計人口・世帯数」を基準とし、将来の動向について住民基本台帳の過去の実績をもとに、平成25年10月1日現在の人口※から推計したものです。

なお、(略)



【35ページ】

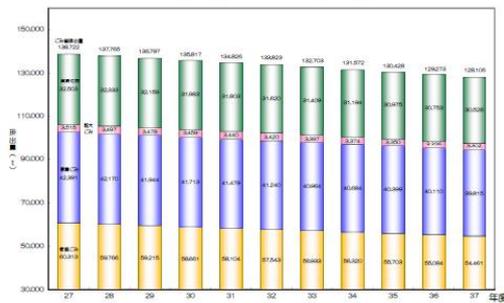
(3) ごみの区分別の排出量

計画目標年次におけるごみ排出量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制および再生利用等によるごみ減量効果などを勘案して、ごみ区分別ごとにごみの排出量がどのように変化するかを推計しています。

区分	年度											排出量(t)
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
家庭ごみ	80,313	79,789	79,215	78,681	78,104	77,543	76,932	76,329	75,700	75,094	74,481	
事業ごみ	42,391	42,178	41,944	41,712	41,479	41,246	40,994	40,769	40,539	40,312	40,075	
粗大ごみ	3,515	3,487	3,470	3,458	3,446	3,438	3,391	3,374	3,356	3,328	3,300	
空きびん	3,311	3,284	3,278	3,259	3,240	3,222	3,200	3,179	3,159	3,133	3,110	
空き缶	1,789	1,778	1,770	1,760	1,750	1,740	1,728	1,714	1,704	1,692	1,680	
ペットボトル	25,785	25,621	25,462	25,353	25,211	25,088	24,888	24,728	24,555	24,378	24,200	
資源物	938	932	923	923	918	913	906	900	894	888	881	
金風類	674	671	667	664	660	656	652	647	643	638	633	
ガス・スプレー缶	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
使用済み乾電池	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	138,722	137,785	136,791	135,811	134,829	133,829	132,760	131,572	130,428	129,272	128,108	

※増数処理により合計が合わない場合があります。

【ごみ排出量（ごみの区分別）】



※増数処理により合計が合わない場合があります。  
※ごみ排出量は、将来人口の推計から算出したものです。

【37ページ】

(2) リサイクル率（資源化率）

(略)

約 38%

(32.1% → 約 38%)

【33ページ】

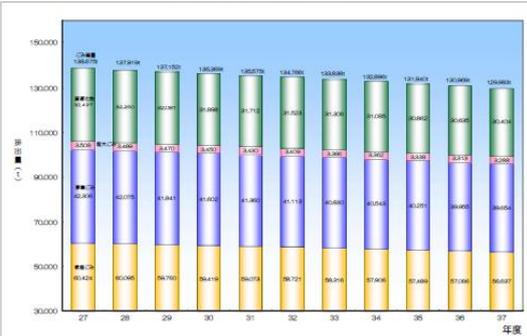
(3) ごみの区分別の排出量

ごみ排出量の推計においては、ごみ減量対策の要因としての発生抑制や再生利用の促進など、循環型社会形成に向けた各種の対策をとらない場合に、ごみの発生量が、将来予測人口によってどのように変化するかを推計しています。

区分	年度											排出量(t)
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
家庭ごみ	80,424	80,095	79,780	79,419	79,072	78,721	78,318	77,908	77,489	77,064	76,637	
事業ごみ	42,309	42,075	41,841	41,602	41,360	41,112	40,830	40,543	40,251	39,955	39,654	
粗大ごみ	3,508	3,488	3,470	3,450	3,430	3,409	3,388	3,362	3,338	3,312	3,288	
空きびん	3,305	3,287	3,268	3,250	3,231	3,212	3,190	3,167	3,144	3,121	3,099	
空き缶	1,785	1,775	1,765	1,755	1,745	1,735	1,723	1,711	1,698	1,686	1,673	
古紙類	25,713	25,573	25,431	25,286	25,139	24,989	24,817	24,642	24,465	24,285	24,102	
ペットボトル	938	931	926	921	915	910	903	897	891	884	877	
資源物	673	669	666	662	658	654	650	645	640	636	631	
ガス・スプレー缶	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
使用済み乾電池	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	138,679	137,919	137,152	136,388	135,575	134,769	133,830	132,896	131,940	130,969	129,993	

※増数処理により数値が合わない場合があります。

【ごみ排出量（ごみの区分別）】



※増数処理により数値が合わない場合があります。

【35ページ】

(2) リサイクル率（資源化率）

(略)

約 38.0%

(32.1% → 約 38.0%)

【 4 4 ページ】

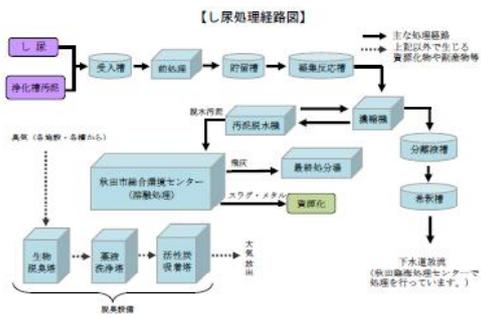
4 し尿処理施設の整備

旧し尿処理施設の老朽化に伴い、休止中の施設（230k1/日）を改造し、汚泥再生処理センター（175k1/日）が平成25年1月から稼働しています。この施設は、固液分離・希釈放流方式により汚泥を助燃剤化するとともに、希釈水は秋田県の下水処理施設で処理を行っています。また、同センターの運転開始により向浜事業所を廃止しました。

施設名称	汚泥再生処理センター
分類	し尿処理施設（175k1/日）
処理方式	固液分離・希釈放流方式
所在地	秋田県向浜一丁目13番1号
竣工	平成25年1月



汚泥再生処理センター



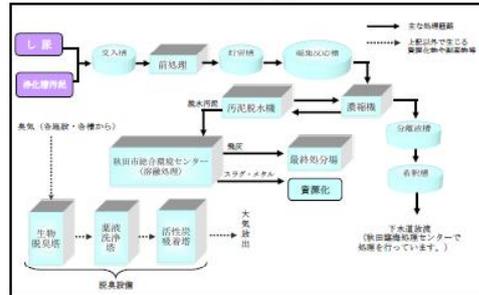
【 4 2 ページ】

4 し尿処理施設の整備

旧し尿処理施設の老朽化に伴い、休止中の施設（230k1/日）を改造し、汚泥再生処理センター（175k1/日）が平成25年1月から稼働しています。この施設は、固液分離・希釈放流方式により汚泥を助燃剤化するとともに、希釈水は秋田県の下水処理施設で、処理を行っています。また、同センターの運転開始により向浜事業所を廃止しました。

施設名称	汚泥再生処理センター
分類	し尿処理施設（175k1/日）
処理方式	固液分離・希釈放流方式
所在地	秋田県向浜一丁目13番1号
竣工	平成25年1月

【し尿処理経路図】



第 2 節 基本理念・基本方針

1 生活排水処理の基本理念

環境負荷が少ない水循環システムを構築する

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の各処理システムの特徴を活かし、それぞれで連携を図りながら地域特性に応じた施設を行い、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止等、環境負荷の少ない水循環システムを構築します。

2 生活排水処理の基本方針

(1) 生活排水処理未普及地域の解消に努める

下水道事業、農業集落排水事業の進展や浄化槽などの設置により、生活排水処理人口は増加していますが、平成 24 年度下水道普及率が 91% であることから、その改善を図るため地域特性に応じた整備手法を用い、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めていきます。

(2) し尿および浄化槽汚泥を適正に処理する

し尿等の処理については、環境負荷の低減に配慮した適正な処理を安定的に行うことができる下水道投入方式により処理を行い、維持管理経費の削減を図っていきます。

し尿の収集・運搬については、安定かつ効率的なし尿等の収集・運搬体制の構築を図っていきます。

第 2 節 基本理念・基本方針

1 生活排水処理の基本理念

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の各処理システムの特徴を活かし、それぞれで連携を図りながら地域特性に応じた施設整備を行い、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止等、環境負荷の少ない水循環システムを構築します。

スマートあきたプラン  
～人ひとりが取り組んでいくために～

環境負荷が少ない水循環システムを構築する

2 生活排水処理の基本方針

(1) 生活排水処理未普及地域の解消に努める

下水道事業、農業集落排水事業の進展や浄化槽などの設置により、生活排水処理人口は増加していますが、平成 24 年度下水道普及率が 91% であることから、その改善を図るため地域特性に応じた整備手法を用い、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めていきます。

(2) し尿および浄化槽汚泥を適正に処理する

し尿等の処理については、環境負荷の低減に配慮した適正な処理を安定的に行うことができる下水道投入方式により処理を行い、維持管理経費の削減を図っていきます。

し尿の収集運搬については、安定かつ効率的なし尿等の収集運搬体制の構築を図っていきます。

〔注〕 このほかに、全体を精査し、文章の体裁および配色等の確認を行い、適宜修正した。